

部 内 用

執 務 資 料
令 和 4 年 3 月

地 域 警 察 官 の た め の

現 場 対 応 必 携



愛知県警察本部地域部地域総務課

目次

第1 基本編

基本勤務関係

1	地域警察官の心構え (所管区責任)	2
2	複数勤務体制の構築	3
3	警ら	4
4	巡回連絡の基本 (実践！巡回連絡)	5
5	立番	6
		7
		8

基本勤務関係資料

1	「警ら」から「地域」への名称変更の経緯 ～地域警察の原点に戻ろう！！	9
2	実態把握の多角化の基本	11
3	交番機能の強化 ～所管区責任の再認識	12
4	低速走行の励行(効果的な警ら)	13
5	報告	14

職務質問関係

1	職務質問	15
2	所持品検査	24
3	職務質問広域技能指導官から学ぶ	30

逮捕関係

1	現行犯逮捕	36
2	準現行犯逮捕	37
3	緊急逮捕	38

第2 実戦編

総警務関係

1	地域住民の安全を守る活動	40
2	困っている住民を助ける活動	41
3	拾得物取扱い上の留意事項	42

生活安全関係

1	配偶者からの暴力(DV)事案	43
2	ストーカー事案 (恋愛暴力事案)	44
3	児童虐待事案	45
4	保護	46
5	痴漢事案	48
		49

刑事関係

1	事件現場出向時の一般的な対応要領	50
2	公務執行妨害	51
3	幼児未帰宅事案	52

4	火災事案	53
5	変死事案	54
6	けんか・口論	55
7	通り魔事案	56
8	強盗	57
9	ニコイチ車両	58
10	毒物混入事案	60
11	振り込め詐欺の認知	61
12	振り込め詐欺の防止	62
13	凶器使用人質立てこもり	63
14	暴力団犯罪	64
15	外国人犯罪	65
16	不良来日外国人の発見	66
17	覚醒剤等被疑者の発見	67
18	押収手続以外での電磁的記録媒体の入手	68

交通関係

1	交通事故認知時の一般的な対応要領	69
2	ひき逃げ事件認知時の対応要領	70
3	交通指導取締り上の一般的な対応要領	71
4	路上放置車両	72
5	無断駐車（私有地）	75
6	「亀の子」戦術対策	76
7	自転車の安全利用について	79

その他

	薬品等の放置	81
--	--------	----

第3 根拠編

1	地域警察官の活動の根拠規程等	83
2	現場責任者に関する根拠規程等	90
3	警察官等けん銃使用及び取扱い規範に基づく 拳銃使用の具体例	91
4	催涙スプレーの使用に関する根拠規程等	94

第4 取調べ適正化編

1	被疑者取調べの基本	96
2	被疑者取調べ適正化施策	97
3	被疑者取調べ適正化のための監督制度	98
4	取調べ状況報告書	101
5	取調べの録音・録画制度 （制度対象事件一覧）	106 107

第5 捜査書類作成編

1	捜査書類とは	112
2	捜査書類等の管理・保管	113
3	作成上の留意事項	114
4	被害届	116
5	被害届の被害者欄・所有者欄	119
6	参考人供述調書	120
7	現行犯人逮捕手続書	126
8	緊急逮捕手続書	130
9	被疑者供述調書（事実行為のみ）・上申書	134
10	被疑者供述調書の各葉指印制度	135

中 略

職務質問関係

1 職務質問

心構え

★ 職務質問は、「やる気」＋「勇気」＋「根気」だ！！

実施要領

～ 一般的な流れ

1 挨拶	○ 積極的な警ら、立番活動～まずは外に出ること。
2 不審者発見	○ 挨拶等の声かけが第一歩 ○ 相手の反応を見逃さない。
3 照会	○ 各種照会を行い、 ○ 暴力団に対しては、毅然たる態度で、一步も引かない。
4 所持品検査	○ 職務質問に付随する行為～判例により認められている。 ○ 相手の承諾に基づく任意手段として所持品を検査する。
5 任意同行	○ その場で職務質問することが本人にとって不利、又は、交通の妨害になる場合に、更に質問をするため、本署、交番等に同行を求める。
6 不審点説明	○ 容疑あり・・・刑事手続きとしての取調べに移行・検挙 ○ 容疑なし・・・協力に感謝、ヨリ戻しをしよう！

留意事項

◇ 追及は徹底して行う	○ 質問は、警察官の疑念をはらし、又は警察目的上必要な事項を知るために行うものであり、疑念が解消されれば速やかに質問を打ち切るべきであるが、犯罪の容疑の濃い者については、任意手段の限界の範囲内で徹底した質問、追及を行うこと。 ○ 職務質問の目的は「犯罪の予防」・「犯人の検挙」・「犯罪の捜査」
-------------	---

根拠規程	○ 警察官職務執行法第2条 ・ 第1項「質問権」、職務質問に付随する行為としての所持品検査 ・ 第2項「同行要求権」 ・ 第3項「強制の禁止」 ・ 第4項「凶器捜検」 ○ 犯罪捜査規範 ・ 第59条「端緒の把握の努力」 警察官は、・・・職務質問等の励行により、進んで捜査の端緒を得ることに努めなければならない。 ・ 第60条「手配の有無等の照会」 職務質問に当たり、必要があると認められるときは、直ちに、指名手配その他の手配・・・の有無、被害届の有無、鑑識資料の有無等を電話その他適当な方法により・・・照会しなければならない。
------	--

具 体 的 実 施 要 領

☆ 職務質問は人対人、相手の人格を認め、相手に見合った言葉を選んで話そう。

声 か け の 要 領	
挨拶の励行	職務質問は、「敬礼」と「挨拶」から始まる。
ちゅうちょしない声かけ	「おかしい」と思ったらちゅうちょせず、相手の機先を制して声をかける。(相手に気付かれる前に声をかける。)。早ければ早いほど不審点が見えてくる。
笑顔で声かけ	心も笑顔で声をかければ、相手もいい気分になり、抗議もしない。自分がゆったりすれば相手もゆったりする。
相動者との意思の疎通が大切	常に質問者と意思の疎通を図る。
挑発に乗らない	相手が挑発してくるときは、逆に落ち着いて冷静に対応する。
ゆとりを持って	相手は警察官の態度を見ているので、焦りは禁物、相手よりゆとりを持ってリラックスして声をかける。
嘘は言わない	事件がないのに「〇〇事件があったのでお伺いします」と声をかける、「何処で何があったの」と逆に質問され、紛議の原因となります。事件を話題にするときは「最近この付近は〇〇事件が多いので・・・」と言う。
自然な声かけ	通常は、相手が驚くような言動を避け、自然に職務質問に入れるように声をかける。不審点がある場合には、解明されるまでは言葉遣いに注意して追及する。
立ち去ろうとする者には、前面に立ちはだかつてでも止める	職務質問に応じず立ち去ろうとする者に対しては、その者の前に回り両手を広げ、職務質問の趣旨を説明しながらお急ぎのところ申し訳ありません。ちょっと話を聞かせてください。どうして逃げるんですか。警察官に声をかけられるとまずいことでもあるのですか。等と声をかけ、相手が立ち止まったら手を下ろす。逃げる者に対し、肩や腕に手をかけて停止させる行為は判例上認められているが、必要以上の有形力を行使しないこと。
声 か け の 話 術	
○ こんにちは、お忙しいところ誠に申し訳ありません。少しよろしいでしょうか。 ○ こんにちは、夜も更けているのにここで何かされているのでしょうか。 ○ びっくりさせてごめんなさい。ちょっと話を聞かせてもらえませんか。 ○ お忙しいところすみません。これからどちらに行かれるのですか。 ○ 防犯警戒をしています。先日も△△を使用した事件がありまして、あなたはそんな人とは違うと思いますが、何か危ない物を持っていませんか。申し訳ないですが持ち物の確認をさせていただきませんか。	
留 意 事 項	
容易に外見のみで職務質問をした場合、「差別を受けた」などの抗議を受ける場合があり、社会問題や国際問題に発展する可能性がある。	

自 転 車 に 対 す る 声 か け	
※ 一般的な声かけは、前記「声かけの要領」に同じ	
立ち位置に注意	位置を選定する。
直接的な質問をしない	と優しく聞いて、相手の言語態度を注視する。
複数の自転車を職務質問する場合、逃走に注意	一度に職務質問できないので、分けて職務質問し、すべて照会をする。やましい者はその場から逃げようとするので注意する。
嘘を見抜く	騙されないこと。 本署幹部に依頼して解明すること。
立ち去ろうとするときは、ハンドルや荷台に手をかけて止める	強制にわたらない程度でハンドルや荷台に手をかけて止める行為は認められているが、あくまで任意であることを忘れない。 ちょっと待ってください。防犯警戒をしています。聞こえませんでしたか。 ちょっと待ってください。なぜ逃げようとするのですか。 などと声をかけて停車させる。
	防犯警戒をしています。最近△△を使った事件が多いので、あなたはそんな人ではないと思いますが、何か危ない物を持っていませんか。申し訳ありませんが持ち物の確認をさせていただきませんか。
声 か け の 話 術	
○ 自転車の防犯診断をしています。防犯登録されているかどうか確認させていただきますか。 ○ 今までに自転車を盗まれたことはありませんか。鍵や防犯登録など、盗難対策はできていますか。 ○ 防犯警戒をしています。以下	

任 意 同 行	
任意同行の要件	その場で質問することが 本人に対して不利 交通の妨害になる と認められる場合（警察官職務執行法第2条第2項）
本人にとって不利とは	○ 人通りがあり、そのまま質問を続けると多数の人が集まっ てきて本人の名誉、感情を傷つける場合 ○ 知人、顔見知りがいるかも知れないようなとき ○ 雨、雪が降りかかったり、風が強いようなとき
交通の妨害になる場合	○ 交通量が多く、一般の交通の妨害となる場合 ○ 道路が狭いため、人の通行妨害になる場合
同行の目的とは	更に質問を継続する必要がある場合 ～ 警察官職務執行法第2条第2項には「質問するため」と規定 されており、取調べや逮捕する目的ではない。しかし、質 問する目的で同行した結果、犯罪の容疑が明白になった場合 は、そのときから刑事手続きに移行し、被疑者としての取調 べや逮捕することが可能である。
同行先は	「付近の警察署、交番又は駐在所」であるが、相手が承諾さ えすれば最寄りの空き地、軒下等でも差し支えない。 ～ [REDACTED]
動向に注意！！ 危険な物はない か！！！！	被疑者は、 逃走・証拠隠滅・反撃・自殺 することを念頭に、動向を監視すること。 凶器等自傷他害のおそれのある物件を早期に確認し、事故防 止に万全を期す。
同 行 の 話 術	
○	[REDACTED]
○	[REDACTED]
○	[REDACTED]
○	[REDACTED]
○	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]

職務質問を拒否された場合の対応	
※ [redacted] 徹底的に追及しよう。	
抗 弁	対 応 例
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]
[redacted]	[redacted] [redacted] [redacted]

暴力団に対する職務質問要領	
ちゅうちょせず 職務質問する気 概を持て	暴力団が一番怖いのは警察官である。 ちゅうちょせず、自信を持って職務質問する前向きな姿勢が必要である。
真っ向から立向 かう気概を持て	暴力団に立ち向かう闘志、強靱な体力と精神力、冷静沈着な態度で対応すること。
勝つための法的 知識を持て	暴力団に勝つためには、相手の言動に瞬時に対応できる法的知識を持つことが大切であり、警察官職務執行法、刑法、刑事訴訟法等、常に法令を研さんしておくこと。
正々堂々とした 態度で臨め	警察官が弱腰や困った顔を見せると、威嚇的な態度をとってくるので、冷静沈着に迫力ある態度で望み、絶対検挙してやるという強い闘志を持った対応すること。
言葉は明確にゆ っくりと	相手が大声や威嚇するような態度をとるときこそ、相手のペースに乗らず、明確にゆっくりと話すこと。
具 体 的 対 応 要 領	
態 様	対 応 例
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	～ [Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	～ [Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	～ [Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	～ [Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

	[REDACTED] ~ [REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] ~ [REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] ~ [REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] ~ [REDACTED]

締 め く く り	
速やかな打ち切りと協力依頼	不審点が解明されたときは、速やかに質問を打ち切り、協力に対する感謝の気持ちを伝え、今後の協力依頼を行う。
相手が納得する説明	誠意ある態度で職務質問に至った事情を説明し、相手が納得するよう配慮する。
不満は全て現場で	相手に職務質問に対する不満があれば、現場でその不満を出してもらう。 相手に不満を抱かせたまま分かれると、後から腹が立って抗議に発展することもある。最後は笑顔で帰ってもらうように努力する。
職務質問の状況を記録	職務質問の日時、場所、人定事項、乗り物、相手の言動等を記録しておくことは、 ○ 後の捜査の参考資料 ○ 万が一紛議に発展する場合に必要となる。
締 め く く り の 話 術	
☆ 中途半端な締めくくりは、後で「犯人扱いされた」と苦情に発展するおそれがある。特に、対象が高校生や中学生等の少年の場合、後になって親から苦情が寄せられることがあるので、子供だからといって、なめた言動は慎むこと。 ○ お急ぎのところすみませんでした(ありがとうございました)。 私達も皆さんのために犯罪をなくすよう、一生懸命努力しています。 どうか分かってください。 今後とも警察にご協力ください。 ○ ご協力に感謝します。 ありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。 ○ 近頃、いろいろな事件が多いので声をかけさせていただきました。 気分を害されたかも知れませんが、私たち警察官も皆さんが犯罪に遭われないよう頑張っています。今後ともご理解をお願いします。	
☆ 最後は敬礼！ 誠意ある態度は相手に伝わる。	

2 所持品検査

心構え

☆ 徹底的に食い下がれ！！

実施要領 ～ ポイント

1 意義	○ 所持品検査は、犯罪の予防等警察目的を達成するため、職務質問を行う際に、その質問に付随して相手方の明示又は黙示の承諾を得て行うものである。 ○ 捜査の重要な端緒にもなる。
2 態様	○ 所持品を外部から観察し、その内容について質問する。 ○ 所持品の内容について開示を求める。 ○ 着衣や所持品の外側から軽く手を触れて質問する。 ○ 承諾を得て開示された内容物を検査する。
3 隠匿場所	○ [REDACTED] ○ [REDACTED]

留意事項

◇ 任意性の確保	○ 所持品検査は、相手方の承諾を得て行うのが基本である。 ○ 裁判例では、承諾がなくても、着衣や携行品を外部から軽く手を触れるなどの行為は、捜索に至らない程度、強制にわたらない限度で許されているが、行き過ぎのないよう注意する。
◇ 受傷事故防止に注意	○ [REDACTED] ○ [REDACTED]

根拠規程	○ 警察官職務執行法第2条第1項 「質問権」、職務質問に付随する行為としての所持品検査 最高裁判例(昭和53年6月20日) 「所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果を上げるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項(法第2条第1項)による職務質問に付随してこれを行うことができる場合がある。」
------	--

具 体 的 実 施 要 領

☆ あくまで任意であり、根気よく説得しよう。

☆ 手袋を着用し証拠保全にも留意

所持品検査の要領	
理由の説明	「最近危険な物やいけない物を持ち歩く人が多いんですが、あなたは持ってないですね。例えばナイフとか。一度確認をさせてもらえませんか。」「身分を確認できるものがありますか。」などと理由を説明する。 [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	[Redacted] [Redacted] [Redacted]

車 内 見 分 の 要 領	

所持品検査を拒否された場合の対応	
※ [redacted] 徹底的に追及しよう。	
抗 弁	対 応 例
[redacted] [redacted] [redacted]	この付近はいろいろな犯罪が多い所です。そのため防犯警戒をしています。 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted] [redacted] [redacted]	[redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]	[redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] ～ [redacted] [redacted]

[illegible]

※ 対応例は、あくまで一般的な表現方法であり、時と場所、相手により言い回しは異なることに注意する！！

3 職務質問広域技能指導官から学ぶ

職務質問スキルアップ

警察庁指定広域技能指導官(職務質問)

はじめに

職務質問が、警察官の職務執行において必要かつ不可欠なものであることはいうまでもない。この重要な職務質問を、警察官一人一人が如何に行動的に実践するか否かで、警察の実績が大きく左右される。治安維持のためにある警察が、この職務質問なくして任務を完遂できるだろうか。

職務質問は、犯罪の検挙はもとより犯罪の抑止にも大きく貢献し、さらには、その職務質問を行う警察官の姿を見た地域の住民等が、警察に対する信頼と安心感を覚えるなど、数字では表せない大きな効果もあることを忘れてはならない。

これほどの大きな効果を持つ重要な職務質問が、個々の警察官にどれほど身についているのだろうか。

実際には、相手からの苦言や文句、抵抗に対し、自らの研究不足を職務質問の難しさにかこつけ、やや消極的な一面も一部の警察官に見受けられる。

全国的にベテラン警察官が大量に退職し、若手警察官が大量採用される中で、今後、職務質問のスキルアップを目指した教養を重点に、強い執行力を維持した警察官を育成することが大きな課題である。

職務質問は、地域警察官に与えられた最大の武器なので、常に手入れし切れ味をよくして、治安を揺るがす悪人を成敗(検挙)してほしい。

そのためには、警察官一人一人が職務質問に関心を持って、自分なりのノウハウを身に付けることが大切だと思う。

職務質問技能向上について（技能向上の7つの鍵）

1 自信と勇気を持つ

法令の研さんに努めて法的自信を持つこと。

違法行為は看過しないという毅然とした態度と勇気を持って立ち向かう決断力を養うこと（相手に気迫が伝わり、すでに気持ちの上で勝っている。）。

2 物事の不自然さを見逃さない

常に人の動き、物の動きに対して疑問を持つこと。

「声なきに聴き、形なきに見る」の気構えで、何らかの異常に気づくこと（なぜここに人がいるのか、何をやっているのか等）。

3 数多く職務質問を行う

はじめは、やれるところまでやって追及できなければあきらめる。自分の能力のなさに悔しさを感じることに。

職務質問は、失敗した時の反省を繰り返す、さらに研究を加えることで、話も上手になり技能も向上する。

4 犯罪検挙

職務質問によって犯罪を検挙すれば、仕事に対する満足感や達成感を得る。また、周りの人から認められて喜びを知る。

満足感等を味わった者は、必ず職務質問に対する意欲や技能が向上する。

5 イメージトレーニング

職務質問の場面を想像して、相手との質問のやりとり等をシミュレーションする。また、拳銃の使用や装備資器材の使用についてもシミュレーションする。

6 好事例を参考にする

過去の好事例には、良いポイントが数多くあるので、先輩等の失敗例・成功例などの体験談を聞く。

7 職務質問を好きになる

人は、好きなことや趣味は好んです。その理由は、楽しいからである。ジョギングをする人が「走ることは辛くて苦しい。しかし、走り続けると苦しさが快感に変わる。」と言う。

それは、ホルモン（アドレナリンという脳内モルヒネ）が分泌され、気力がみなぎって、ジョギングが続けられるからである。

職務質問も実施中に相手の

○

○

○ [REDACTED]

○ 自供を得たとき

何故か心がワクワクする。

この時、脳内ホルモンが分泌されれば、これが快感となって職務質問が好きになるのではないか。

個々の警察官に職務質問能力の差はない。どの人にも能力があるので、職務質問を好きになってほしい。

職務質問の着眼点について

職務質問は、相手との心の探り合いである。異常な挙動や不自然さは、心の動きが表情や態度に現れたものだから、常に相手を冷静に見つめ、心の動揺を感じ取ることが大切である。

[REDACTED]
失敗を恐れず積極的に職務質問を行い、経験を積むことが必要である。

1 対象者の発見

(1) 不審者

異常な挙動その他周囲の状況から合理的に判断して、不自然さを見逃さない。

ア [REDACTED]

※ [REDACTED]
[REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]
[REDACTED]

エ [REDACTED]

※ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 参考人

既に行われた犯罪、犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者。

110番通報者、目撃者、協力者、被害者

2 呼び止めの方法

職務質問において最も難しく勇気がいるのは呼び止めである。

[REDACTED]

安全な場所、有利な場所で優位に立って季節や時間等、その場の雰囲気にあった言葉遣いで、声をかける。

(1) おかしいと思ったらちゅうちょせず、すぐに声をかける。

(2) 呼び止めは、丁寧な言葉遣いの中にも、毅然とした言語、態度で臨むこと。

(3) [REDACTED]

3

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]

※ [REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ウ [REDACTED]

[REDACTED]

※ [REDACTED]

エ [REDACTED]

オ

4

職務質問の打ち切り

質問の結果、犯罪検挙につながればよいが、不審点もなくなり質問の必要がなくなれば、質問を打ち切らなければならない。

質問の打ち切りで大切なことは、警察官の言葉遣いや態度である。特に質問に至った経緯等をきちんと説明し、納得してもらうことが必要である。これを適切に行うかどうかで、警察への信頼や協力に大きく影響する。場合によっては苦情となり、その説明に無駄な時間を費やすことにもなる。誰もが職務質問されることは、気分の良いものではない。

質問の打ち切りは、今後の県民との良好な関係を維持するためにも、相手の気持ちをやわらげて親切心をもって、感謝の意を表すことが大切である。

職務質問に対する自覚

後は、やる気だけである。

職務質問による犯罪検挙は、人に言われてやるものではない。

警察官は、あらゆる活動において、目前に不審者や犯罪に関係あると思われる者が居れば、職務質問することは当然である。

我々は、犯罪検挙のプロだから、常に自信と信念をもって職務執行しなければならない。

プロ野球の選手は、好いプレーをして実績を上げるために、練習を重ね技術や能力を向上させるために努力をしている。能力がなければ二軍に落ちてしまうのである。

我々警察官には、二軍がない、全員が一軍である。

従って、ヒットを打つ力がなければ、県民に申し訳ないのである。

そのことを自覚して、一人一人が職務質問能力を高めるとともに、組織的にも職務質問技能（スキル）向上に向けた対策を講じて犯罪検挙に全力で取り組むことが、県民に「安全」「安心」を与えることになる。

おわりに

時代の変化に応じ犯罪情勢も変わり、犯罪捜査力や検挙率も低下している現在、国民や県民は警察に何を求めているのだろう。

泥棒など犯罪者が一番怖いものは警察官の職務質問だという。

昔の泥棒は、交番の前は通らないと聞いたことがある。おそらく職務質問を避けるためだと思う。

今は、犯罪者も交番の前を通る。現に、盗品の自転車に乗って交番の前を平気で通る者も少なくないのである。

最近、職務質問の際、相手に「今までに職務質問されたことがありますか。」と尋ねると、ほとんどの人が「ありません」と答える。

私の思い過ごしかもしれないが、職務質問をする警察官が減ったようにも思う。そのことも治安悪化の要因の一つではないか。そうなると益々犯罪者の思う壺である。

やはり我々は、犯罪検挙のプロなのだから犯罪者が一番怖がる職務質問を有効に行い検挙はもとより、先輩が築いてきた「安全な日本」の治安を回復させて、県民の平穏と安全を確保しなければならないのである。

略

中

16 不良来日外国人の発見

☆ 警ら中、外国人を職務質問したが、言葉が通じず何も聞き出すことができない。

心 構 え

☆ 外国人に対する職務質問は、身分事項の特定がもっとも大切である！！
 ◎ 入管法、薬物事犯、銃刀法等の犯罪に関係している可能性がある！！
 ◎ 応援を求め、追及、所持品検査を徹底しよう！！

対応要領

1 本署幹部に報告、応援要請	○ 職務質問する時は、必ず、今から△△風外国人を職務質問する旨を本署へ報告し、単独の場合には応援要請を行うこと。 ○ 国籍・使用言語が分かれば早めに通訳人要請を行う。
2 徹底した追及と所持品検査	○ 一見して外国人と判断され、日本語が分からない素振りをする者は、不法残留、不法在留、旅券不携帯、薬物所持・使用、拳銃刀剣・ナイフ携帯等何らかの不法行為を犯しているとの疑いを持ち、徹底した追及所持品検査を行う。 ○ 「ニホンゴワカランナイ」に惑わされないこと。都合の悪いときの単なる逃げ口上である。応答自体が日本語であり、日本語を十分理解していると思われることから、身振り手振りも交えた粘り強い追及を行う。 ○ 一見して外国人でも、帰化（日本国籍を取得）した者や父または母が日本人で日本国籍の可能性もあることから、身分特定を確実にを行う。
3 旅券の提示 身分確認	○ 外国人には、旅券、在留カード等の携帯、提示が義務付けられている。（特別永住者及び16歳未満については、旅券等の携帯義務はないことから、国籍、在留資格、年齢などの確認は慎重に行うこと。）
4 旅券不提示の検挙 旅券不携帯の検挙	○ 旅券等を携帯していなかった場合 ○ 旅券等の提示を拒む場合
5 事件の発生	○ 旅券を確認して不法滞在者でない場合でも、偽変造旅券のおそれや、他の犯罪を犯している疑いがあるとき

留意事項

◇ 受傷事故防止の万全	○ 不法滞在外国人等は、警察官に対し反撃又は警察官から逃走するケースが多いことから、 ○ 細心の注意を払う。 ○ 車両に乗車している外国人は、急発進することから、不用意に運転席窓から首や手を入れてはならない。
-------------	--

後 略